平成 25 年 7 月 30 日

各　位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役会長兼社長　永田　万里子
（コード番号：３８４５　JASDAQ）
電話番号　０９２－４７１－５２１１（代表）
お問い合わせ先　０３－６７４３－３０００（IR）
U　R　L　http：//www.i-freek.co.jp/

調査委員会の調査結果及び当社の今後の対応について

当社は、平成 25 年 7 月 3 日付「調査委員会の設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の海外子会社である I-FREEK ASIA PACIFIC PTE.LTD.において、当社役員が関与したと思われる不明瞭な資金の流れの事実関係等の詳細を把握するため、外部の弁護士による手続きの合理性確保を得ながら、「調査委員会」を組織して調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会より当社取締役会に調査結果（以下、「本調査結果」といいます。）が報告されましたので、その報告書を別添のとおり公表いたします。なお、公表にあたりましては、社外の取引先や個人に対するプライバシー保護の観点から、社名及び氏名等を記号化するなどの配慮を行っております。

なお、本調査結果を受けての当社の今後の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．調査委員会による調査報告書の内容

報告内容は、添付資料「調査報告書(要約版)」に記載のとおりです。

２．今後の調査について

本調査結果を受けて、当社といたしましては、調査を進める過程で、海外子会社のみならず、当社においても、当社役員が関与した不明瞭な取引が存在することが判明しました。当該追加で判明した不明瞭な取引については、さらに調査委員会においても解明に努めましたが、他に不明瞭な取引がないことについて、監査法人の心証が得られておりません。

よって、当社では、他に不明瞭な取引がないことを明らかにするため、更なる調査（以下、「追加の調査」といいます。）を行い、事実関係等把握する必要があると考えております。

なお、調査体制及び調査方法等については、未確定のため、確定次第お知らせいたします。

３．再発防止策及び責任と処分等について

本調査結果を受けての当社の再発防止策及び責任と処分等（以下、「再発防止策等」といいます。）については、調査報告書記載の内部統制上の見解及び法的側面上の見解並びに今後の改善策等を真摯

に受け止めておりますが、具体的な当社における再発防止策等については、追加の調査を踏まえて、検討いたしますので、内容が確定次第お知らせいたします。

４．業績への影響について

本調査結果を受けた、業績への影響範囲は、平成 25 年３月期のみとなっており、影響額（概算額）については、売上高が 29,837 千円の減少、営業利益、経常利益及び当期純利益がそれぞれ 11,074 千円減少の見込みですが、追加の調査によっては、影響範囲・影響額が変更となる場合がございます。

５．決算短信の訂正について

上記４.「業績への影響について」を踏まえた、決算短信の訂正については、追加の調査を踏まえて開示いたします。

６．有価証券報告書の提出見込みについて

平成 25 年７月１日公表の「有価証券報告書の提出期限延長承認のお知らせ」のとおり、有価証券報告書の提出期限を平成 25 年８月１日に延長し、延長期間内に提出予定でしたが、上記２.「今後の調査について」記載のとおり、追加の調査を行う必要があり、福岡財務支局へ企業内容等開示ガイドライン 24－13－(1)－④に基づき、有価証券報告書提出期限延長の承認申請の手続き準備中です。よって、手続き完了次第お知らせいたします。

７．第 13 期定時株主総会延会における報告事項の撤回について

上記４.「業績への影響について」のとおり、平成 25 年３月期（平成 24 年４月１日～平成 25 年３月 31 日）の決算の訂正が見込まれ、既に発送済みの計算書類に重要な修正が発生する見込みです。

また、追加の調査を踏まえて、計算書類を確定する予定ですので、本日開催の取締役会にて、第 13 期定時株主総会延会での報告事項の全てについて撤回することを決議いたしました。

①．撤回される報告事項

Ⅰ．第 13 期（平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

Ⅱ．第 13 期（平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日まで）計算書類報告の件

②．撤回された報告事項の取扱いについて

上記①．撤回される報告事項については、別途、株主総会を開催し目的事項として取扱いますので、株主総会の日時・場所等確定次第お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますこと、深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書（要約版）

平成25年7月30日

調　査　委　員　会

目　次

第 1　調査委員会による調査の開始及びその目的 …… 1

1　調査委員会による調査開始に至る経緯 …… 1

2　調査委員会による調査の目的 …… 1

第 2　調査項目等 …… 1

1　調査項目及び検討事項 …… 1

(1)　IAP（決済事業に限る。）において a 氏が代表を務めた平成 25 年 1 月から同年 6 月までの期間における取引内容。特に IAP における A 社経由にて a 氏の個人口座に支出した取引の内容。 …… 1

(2)　a 氏の関与が想定される上記以外の事業、特に a 氏が取引への直接的な関与が可能であったと考えられる EC 事業、特に直送卸(アイフリークの仕入先 から、アイフリークの得意先へ商品の現物を直送卸の形で納入する取引)の取引において、アイフリークの資金を未収金に充てるなどの不明瞭な取引がないか。 …… 1

(3)　上記各調査項目の調査結果についての法的見解及び内部統制上の見解 …… 1

2　調査範囲及び方法 …… 1

(1) 調査範囲 …… 2

(2) 文書及びデータの散逸の防止 …… 2

(3) 社内資料等の分析・検証 …… 2

(4) 電子メールデータの分析・検証 …… 2

(5) ヒアリング …… 2

(6) 社内関係者及び役職者からのヒアリング及び確認書の取得 …… 2

(7) その他補足的に必要となった調査 …… 2

3　調査期間 …… 2

4　調査体制 …… 2

(1)　調査委員会 …… 2

(2)　外部委員 …… 3

5　調査の限界 …… 3

第 3　調査結果 …… 3

1　B 社及び IAP に関する経緯及び検討 …… 3

(1) 当事者 …… 3

(2) アイフリークと B 社の取引 …… 4

(3) IAP からの送金に関する経緯 …… 6

(4) 取引の内容 …… 11

(5) B 社のアイフリークに対する弁済の効力 …… 13

(6) a 氏の IAP に返還すべき金額 …… 14

(7) b 氏の認識 …… 14

2　その他の取引 …… 14

(1) 調査対象取引 …… 14

(2) 各調査対象取引の内容 …… 14

(I)　株式会社 C 社関係 …… 15
(II)　U 社との取引 …… 16
(III) E 社 …… 19
(IV) a 氏の個人口座におけるアイフリーク及び IAP の関係者との取引 …… 19
第 4　検討結果 …… 22
1　B 社及び IAP に関する経緯、検討 …… 22
(1)　内部統制上の見解 …… 22
(2)　法的側面上の見解 …… 23
2　U 社（Q 社の営業保証金との関係） …… 23
(1)　内部統制上の見解 …… 23
(2)　法的側面上の見解 …… 24
3　C 社関係 …… 25
(1)　内部統制上の見解 …… 25
(2)　法的側面上の見解 …… 25
4　今後の改善策等 …… 26
(1)　経営体制の強化 …… 26
(2)　IAP における商流の透明性の確保 …… 26
(3)　透明性のある銀行口座管理に向けて、海外のプライベート口座の閉鎖 …… 27
(4)　業務プロセスにおけるアイフリークの経理部門におけるチェック機能の追加 …… 27
(5)　内部監査の強化による不適切な業務処理の防止対策の強化 …… 27
(6)　当該海外子会社の諸規程及びマニュアルの整備・運用 …… 27
(7)　直送卸取引における現物確認の徹底 …… 27
(8)　内部通報制度の充実 …… 27
(9)　責任の明確化 …… 27

第 1　調査委員会による調査の開始及びその目的

1　調査委員会による調査開始に至る経緯

株式会社アイフリークホールディングス（以下「アイフリーク」という。）の会計監査人である監査法人（以下「監査法人」という。）は、アイフリークの第 13 期事業年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の計算書類及び同期間の連結会計年度の連結計算書類について監査を行い、平成 25 年 5 月 23 日、無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。しかし、同年 6 月 17 日、監査法人は、同年 4 月及び 5 月に、アイフリークの 100%子会社である I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.（以下「IAP」という。）において、アイフリーク取締役 a 氏（以下「a 氏」という。）が関与したと思われる不明瞭な資金の流れが判明したとして、アイフリーク取締役及び監査役に対し、調査の必要がある旨通知し、同年 6 月 21 日、アイフリーク取締役会及び監査役会に対し、IAP の取引における A 社（以下「A 社」という。）経由にて a 氏の個人口座に支出した取引等につき、質問書を提出した。しかし、アイフリーク側からは同月 25 日時点において文書による調査報告書は提出されず、監査法人は、上記不明瞭な資金の流れに係る事実関係の解明及び計算書類への影響は判明していないとして、アイフリーク取締役会及び監査役会に対し、同年 6 月 26 日、上記不明瞭な資金の流れに係る事実関係の調査が必要であるとの通知書を提出し、調査未了の間は金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく監査証明を付与しない旨通知した。そこで、調査委員会が設立され、上記事実関係の調査（以下「本件調査」という。）が開始された。なお、第三者委員会を設置することも検討したが、有価証券報告書の延長された提出期限（平成 25 年 8 月 1 日）なども考慮すると、第三者委員会を設置して対応を行うことが時間的に困難であったため、迅速かつ厳格に調査を行うべく、調査委員会については社外取締役 1 名及び社外監査役 2 名の 3 名で構成することとし、アイフリークと利害関係のない外部の弁護士による手続きの適正の確認を得ながら、調査を行うこととした。

また、調査におけるアイフリークからの独立性・正確性の確保等の観点から、調査委員会は調査開始にあたり、①調査報告書の起案権が調査委員会に専属すること、及び②アイフリークが調査に全面的に協力することについて、アイフリークから承諾を得ている。

2　調査委員会による調査の目的

調査委員会による調査の目的は、平成 25 年 1 月から同年 6 月までの期間において、アイフリーク及び IAP における取引及びその関連事項について、アイフリークから独立した立場で、中立・公正かつ客観的な調査を実施し、a 氏が関与している事業に係る事実関係を分析・解明し、アイフリーク及び IAP の資金を個人的に他の取引に流用するなどの不正や循環取引などの不明瞭な取引が行われていないかを含め、アイフリーク及び IAP 並びにそれぞれの役職員の法的・社会的責任の有無・内容を分析・検討するとともに、法的側面及びコンプライアンス上の問題点等が認められた場合には、その背景事情や原因等を分析・検討し、再発防止策を含む今後の対応策を検討することにある。

第 2　調査項目等

1　調査項目及び検討事項

(1)　IAP（決済事業に限る。）において a 氏が代表を務めた平成 25 年 1 月から同年 6 月までの期間における取引内容。特に IAP における A 社経由にて a 氏の個人口座に支出した取引の内容。

(2)　a 氏の関与が想定される上記以外の事業、特に a 氏が取引への直接的な関与が可能であったと考えられる EC 事業、特に直送卸(アイフリークの仕入先 から、アイフリークの得意先へ商品の現物を直送卸の形で納入する取引)の取引において、アイフリークの資金を未収金に充てるなどの不明瞭な取引がないか。

(3)上記各調査項目の調査結果についての法的見解及び内部統制上の見解

2　調査範囲及び方法

(1)　調査範囲

本件調査の時間的制約を考慮し、調査委員会による調査の目的達成のために合理的な範囲で、調査対象取引の範囲を、a 氏の入社時期及び事業への関与が強まった時期を考慮し、関与が推認される取引のうち、過去 5 年間において一事業年度における取引額が 1,000 万円を超える取引先に限定した。

(2)　文書及びデータの散逸の防止

調査委員会による資料及び電子メールデータの分析・検証作業にあたり、調査委員会より、IAP、EC 事業、決済事業の関係者各位に対し、文書及びデータ保存のお願いについてを発し、証憑の散逸に留意した。

(3)　社内資料等の分析・検証

本件調査において、調査対象取引に係る事実関係及び調査対象取引に関連するアイフリーク及び IAP 並びにそれぞれの役職員の法的・社会的責任の有無・内容並びに法的側面及びコンプライアンス上の問題点を分析・検討するため、調査対象取引に関連する取締役会議事録、契約書類、経理関係書類、a 氏名義の金融機関口座の通帳などの社内資料等の分析・検証を行った。

(4)　電子メールデータの分析・検証

調査対象取引の範囲の確定及び調査対象取引に係る事実関係並びに a 氏の関与の実態を解明するため、b 氏（アイフリーク代表取締役会長兼社長、IAP Director。以下「b 氏」という。）及び a 氏が業務上使用していた（電子メールに添付されたワードファイル・PDF ファイル・エクセルファイル等を含む。対象期間は概ね過去 1 年分。）のデータの提供を受け、かかる電子メールデータの分析・検証を行った。

(5)　ヒアリング

調査対象取引に係る事実関係を解明するため、当社の取締役、従業員、取引先関係者についてのヒアリングを実施した。

しかし、ヒアリングを予定していた取引先の一部には、ヒアリングの依頼書を送付したものの協力が得られなかったり、追加のヒアリングに協力が得られなかったものが存在した。

(6)　社内関係者及び役職者からのヒアリング及び確認書の取得

調査対象取引以外の取引において不正な行為がないことを検証するため、アイフリーク及びその子会社における管理職以上及び株式会社アイフリークプロダクツセールス（以下「IPS」という。）の従業員、並びに監査法人とも協議のうえで a 氏との接点が認められる従業員に対するヒアリング及び確認書の取得を行った。

(7)　その他補足的に必要となった調査

上記の調査を行う過程で新たに検証が必要となった事項について、社内資料の分析、実地調査等を補足的に行った。

3　調査期間

平成 25 年 7 月 3 日から同年 7 月 29 日まで

4　調査体制

(1)　調査委員会

調査委員会による本件調査は、以下の調査委員会委員において実施された。なお、調査委員会委員の選定に際しては、監査法人及び外部委員立会のもとにヒアリングを行い、a 氏との関係、本件との利害関係の有無等、本件との関係等、その相当性について検証したうえで選定している。

【調査委員会委員】

アイフリーク常勤監査役　　光安　直樹（公認会計士、税理士）

アイフリーク監査役　　吉原　洋（弁護士）

アイフリーク取締役　　谷内　進（社外取締役）

なお、調査委員会において短期間に相当量の調査を行わなければならず、現実的なマンパワーの問題及び法的側面からのサポートの必要性より、監査法人への報告及び下記外部委員の承認を得て、アイフリークの顧問弁護士である c 弁護士にてサポートを行い、同弁護士の指示に基づき、複数名の弁護士がサポートしている。また、調査対象資料開示の迅速性などの担保のため、アイフリーク従業員 2 名に調査委員会事務局を兼務させることとした。当該従業員の選定に際しては、本件調査対象となり得る業務との関連性の低い者、及び調査委員会委員、監査法人並びに外部委員立会のもとにヒアリングを行い、その相当性について検証した者を選定している。また、当該従業員に対しては、調査委員会で行われた調査及び検討内容等の秘密保持の厳守を求め、上司である取締役等から圧力をかけられた場合には、速やかに調査委員会に報告するよう求めている。

(2)　外部委員

また、本件調査の手続の適正の調査のために、アイフリーク及び本件と利害関係のない弁護士事務所の弁護士３名を外部委員として選任し、本件調査の手続の適正を調査することとなった。なお、外部委員は、手続の適性を確認することを職務範囲としており、自ら主体的に調査を行うものではなく、本件調査自体の内容を保証するものではない。

5　調査の限界

本件調査において、ヒアリングを担当した調査委員会委員は、アイフリークから入手した調査対象取引に関連する契約書類、議事録、経理関係書類、a 氏名義の金融機関口座の通帳等を事前に検討・分析した上、ヒアリングに臨み、対象者の供述態度を慎重に観察し、客観的証拠や経験則に照らし合わせながら、供述の信用性を吟味しつつ事実を聞き取るとともに、記憶が曖昧な場合には記憶喚起を促し、あるいは供述内容が合理的でない場合にはその点を指摘するなどして、より真実に近い供述を引き出すための最大限の努力を行った。

しかし、本件調査は平成 25 年 7 月 16 日までの短期間に行われることが予定されており（その後 7 月 29 日まで継続調査を行った）、時間的制約の中で膨大な資料の中からある程度合理的な範囲で調査対象取引及びこれに関する資料を限定して抽出し、優先順位をつけて対応せざるを得ない面があった。

また、IAP における取引に関与する取引先の中には、本件調査への協力を依頼したものの、その後回答がなく、本件調査への協力が得られないものが存在し、その他の取引についても電話でのヒアリングは行ったものの、その後の全面的な協力が得られていないものが存在した。

加えて、いわゆる捜査機関による捜査と異なり、本件調査においては、捜索・差押え等の強制処分を行うことはできず、これらを用いた、あるいはこれらを背景とした調査は行われていない。その意味で、本件調査において、関係者からの任意の協力の有無及びその程度により影響を受けざるを得ない部分があったことは否定できず、以上の点は、本件調査の限界であった。

第 3　調査結果

1　B 社及び IAP に関する経緯及び検討

(1) 当事者

(I)　IAP

IAP は、平成 23 年 5 月 11 日にシンガポール共和国において設立された、アイフリークの 100%子会社である。b 氏が平成 23 年 5 月 30 日から現在まで Director を、a 氏が平成 25 年 1 月 1 日から現在まで Managing Director を務めている。

(II) A 社.

A 社（以下「A 社」という。）は、平成 24 年 6 月 19 日にシンガポール共和国において設立された会社である。d 氏（以下「d 氏」という。）が平成 24 年 6 月 23 日から現在まで Managing Director を、e 氏（以下「e 氏」という。）及び f 氏が同日から現在まで Director を務めている。株主は G 社（以下「G 社」という。）である。

(III) 株式会社 F 社

株式会社 F 社（以下「F 社」という。）は、平成 23 年 3 月 14 日に「H 社株式会社」の商号で設立された会社である。g 氏（以下「g 氏」という。）が平成 24 年 6 月 30 日まで代表取締役を、h 氏（以下「h 氏」という。）が同日まで取締役を務めていたが、同年 7 月 1 日、「H 社株式会社」から「株式会社 F 社」に商号が変更された（以下、商号変更前の H 社株式会社を「H 社」という。）。i 氏（以下「i 氏」という。）が同日から現在まで代表取締役を、j 氏（以下「j 氏」という。）が同日から現在まで取締役を務めている。

(IV) I 社株式会社

I 社株式会社（以下「I 社」という。）は平成 25 年 3 月 1 日に設立された会社であり、d 氏（以下「d 氏」という。）が代表取締役を務めている。I 社は d 氏が株式会社 J 社内新規事業として立ち上げたものであり、クレジットカード加盟店がエンドユーザーの不正使用による売上取消（チャージバック）を受けた際に損失を補てんする保証サービスの展開を行う会社である。

(V) 株式会社 K 社

株式会社 K 社（以下「K 社」という。）は平成 18 年 3 月 1 日に設立された会社であり、k 氏（以下「k 氏」という。）が代表取締役を務めている。

(VI) 株式会社 L 社

株式会社 L 社（以下「L 社」という。）は平成 21 年 7 月 14 日に設立された会社であり、l 氏（以下「l 氏」という。）が代表取締役を務めている。

(VII)B 社株式会社

B 社株式会社（以下「B 社」という。）は、平成 22 年 9 月 14 日に「株式会社 M 社」の商号で設立された会社である。平成 24 年 7 月 1 日、「株式会社 M 社」から「B 社株式会社」に商号が変更された。m 氏（以下「m 氏」という。）が平成 23 年 3 月 9 日まで代表取締役を務めていたが、その後は、h 氏が同日から平成 24 年 7 月 31 日まで代表取締役を、同日から現在まで取締役を務めている。g 氏が平成 23 年 5 月 20 日から平成 24 年 7 月 31 日まで取締役を、同日から現在まで代表取締役を務めている。n 氏（以下「n 氏」という。）が平成 25 年 1 月 7 日から現在まで取締役を務めている。

(2) アイフリークと B 社の取引

(I) B 社とアイフリークの取引

(i) 取引に至る経緯

平成 24 年ころ、B 社は、o 氏（以下「o 氏」という。）がプロデュースするアンダーウェアの取引について紹介を受け、o 氏のメディアへの露出が期待できるとのことであったため、この取引に応じることとなった。もっとも、商品の製造原資が必要であったため、アイフリークが製造業者の株式会社 N 社（以下「N 社」という。）から商品を仕入れ、アイフリークが B 社に掛売りを行って、B 社が販売による売上でアイフリークに買掛金を支払うという取引がなされることとなった。B 社においては、取締役の h 氏がこの取引における実務を担当していたが、意思決定は g 氏及び h 氏の協議によりなされた。以下は、その後になされた取引を図示したものである。

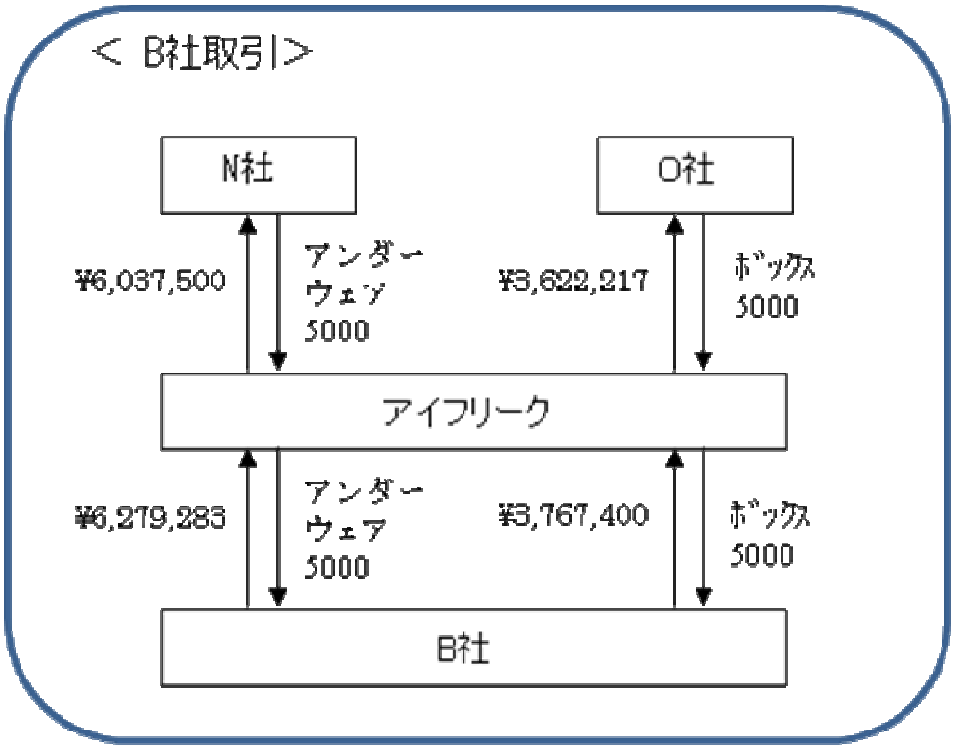

(ii) アイフリークとN社の取引

アイフリークはアンダーウェアの製造業者であるN社からこれを仕入れる取引を行った。具体的には以下のとおりである。

アイフリークとN社は平成24年9月1日付け「売買基本契約書」を締結し、アイフリークからN社に対して、同月24日付け「発注/入金報告書」が発行され、アンダーウェアを5,000個、税抜単価1,150円、消費税57.5円、合計6,037,500円（税込）で発注がなされた。また、同月26日、アイフリークはN社に対して商品代金6,037,500円を支払った。N社からアイフリークに対して「納品書」（日付なし）が発行され、納期2012年11月予定、納品先をP社株式会社（以下「P社」という。）東京都江戸川区の倉庫業者を納品先として出荷作業が完了したことが報告された。

(iii) アイフリークとO社の取引

アイフリークはアンダーウェアが梱包されるボックスの製造業者であるO社からこれを仕入れる取引を行った。具体的には以下のとおりである。

アイフリークから有限会社O社（以下「O社」という。）に対して、平成24年10月10日付け「発注書」（希望納期が同年11月29日のものと同月30日のもの各1通）が発行され、二種類のボックスを各2,500個、税抜単価690円、消費税34.5円、合計1,811,250円（税込）、納品先をP社として発注がなされた。O社からアイフリークに対して、同年11月29日付け「納品書」と同日付け「請求書」が発行され、1,811,250円の請求がなされた。また、同月30日付け「納品書」と同日付け「請求書」が発行され、1,811,250円の請求がなされた。同年12月26日、アイフリークはO社に対して商品代金3,622,217円を支払った。

(iv) アイフリークとB社の取引

アイフリークからB社に対して平成24年9月23日付け「お見積書」が発行され、アンダーウェア5,000個について、6,279,283円（税込）の見積りが提示された。B社からアイフリークに対して同月24日付け「発注書」が発行され、見積りと同内容の発注がなされ

た。

アイフリークからB社に対して平成24年10月9日付け「お見積書」（11月29日納品分と11月30日納品分各1通）が発行され、二種類のボックス各2,500個について、1,883,700円（税込）の見積りが提示された。B社からアイフリークに対して同月10日付け「発注書」（納品期限が同年11月29日と同月30日のもの各1通）が発行され、見積りと同内容の発注がなされた。

B社とアイフリークの間で平成24年10月26日付け「売買基本契約書」が締結され、アイフリークはB社に対して、平成24年11月30日付け「御請求書」を送付し、代金9,568,250円及び消費税478,413円の合計10,046,663円を請求した。

平成24年11月、B社がP社から借りていた江東区の倉庫に、N社とO社から商品が納入された。

(v)　アンダーウェア販売開始後の経緯

アンダーウェアの販売が開始されたが、o氏のショップ以外に販路が広がらず、販売が計画を大きく下回った。これによりB社のアイフリークに対する買掛金の支払期限である平成25年1月末日に支払いができないこととなり、g氏はb氏及びa氏に継続的に相談していた。

その後もアンダーウェアの販売状況は好転せず、B社はアイフリークに対する買掛金の支払いの見込みを立てられなかった。平成25年3月ころ、b氏は個人的に何とかしようと考えていたが、結局b氏が対処することはなかった。その後、g氏がa氏に対して引き続き相談していたところ、平成25年4月ころ、a氏が上海においてg氏を訪問した際に、a氏とg氏の間で、a氏がg氏個人に1100万円を貸し付け、これをB社のアイフリークに対する買掛金の弁済に充てることが合意されたが、この時点で金銭消費貸借に関する書類は作成されていない。

a氏は、★銀行福岡中央支店の普通預金口座（以下「a氏福岡口座」という。）、同銀行日本橋中央支店の普通預金口座１（以下「a氏日本橋口座(1)」という。）、同銀行同支店の普通預金口座２（以下「a氏日本橋口座(2)」という。）を有しているが、平成25年4月27日、B社のアイフリークに対する買掛金の支払いをするため、a氏日本橋口座(1)からアイフリークに対して6,279,263円をB社名義で振込送金した。また、同月30日、同じ目的でa氏日本橋口座(1)からアイフリークに対して3,767,400円を振込送金したが、その際にB社名義で送金せずに誤ってF社名義で送金した。

同月30日、アイフリークの経理担当者が入金を確認し、a氏に対してF社名義の入金について照会したところ、a氏からB社名義で振り込むところ誤ってF社名義で振り込んだ旨の説明があった。経理担当者はa氏に返金口座を教えるよう依頼したが、その時点でF社名義の口座がなかったことから、F社名義の口座が準備された後に返金されることになった。

F社はH社から平成24年7月1日に商号変更した会社であるが、過去に新規口座開設を断られた経緯があったため、開設済みのH社名義の★銀行恵比寿支店の口座をF社名義に変更することとし、H社の取締役であったh氏が名義変更の手続を行った。平成25年5月16日、h氏からp氏に対してF社の口座ができた旨が報告され、同月17日、アイフリークからF社に対して3,767,400円が振込送金された。その後、同月17日から同月23日までの間に、F社からB社に3,767,400円が送金され、同月23日、B社からアイフリークに対して3,767,400円の振込送金がなされた。

(3)IAPからの送金に関する経緯

(I)　IAPの設立及び決済事業の推進

平成23年5月、シンガポール共和国において、アイフリークの100%子会社であるIAPが設立され、q氏（以下「q氏」という。）がManaging Directorに、b氏がDirectorに就任した。

IAP は、当初はデジタルコンテンツの世界展開を行うことを目的として設立された会社であったが、b 氏が Q 社.（以下「Q 社」という。）を経営する e 氏から提案を受けたことにより決済事業も進めることとなり、a 氏が決済事業の担当取締役になった。

その後、Q 社の R 社との提携に IAP も共同で参加することとなり、Q 社及び IAP と R 社との提携が開始した。

(II) F 社の立上げの経緯

平成 24 年上旬ころ、a 氏は、代議士秘書をしていた i 氏と知り合い、i 氏がその人脈を活かして IAP の決済事業の加盟店となる店舗の開拓などを行うという方向で話が進んだ。

その後、i 氏から a 氏に対して、i 氏の営業活動のために会社の設立を考えている旨が伝えられた。ちょうどそのころ、a 氏は、H 社が清算予定であることを知り、i 氏に対してこれを紹介した。

その結果、同年 7 月 1 日、H 社の商号が「H 社株式会社」から「株式会社 F 社」に変更され、従前の役員が退任するとともに、i 氏が代表取締役に、j 氏が取締役に就任し、H 社は F 社として IAP の決済事業の加盟店の開拓などを行うこととなった。

(III) F 社の株主

F 社の商号が株式会社 F 社に変更されたころまでは、F 社の株主は株式会社 S 社（以下「S 社」という、株主は b 氏及びその子である）であり、その後、S 社と a 氏の間の平成 24 年 7 月 1 日付株式譲渡契約書が締結され、a 氏個人より S 社に対して平成 24 年 8 月 31 日に譲渡代金である 50 万円が振り込まれた。また、その後、平成 24 年 9 月 5 日においては、商号変更、役員変更等の登記手続に関する費用として、133100 円が S 社宛に振り込まれている。したがって、現在の F 社の株主は a 氏個人であり、すぐに r 氏（後に詳述）と i 氏に、F 社の株式を譲渡する予定であったが、その持分比率等を協議している間に、話がうやむやになり、結局そのままとなっていた。

また、平成 24 年 8 月 1 日に a 氏が a 氏の秘書業務を行なっているアイフリーク従業員に F 社代表印の押印を指示しており、F 社代表印は a 氏が管理していたと認められる。また、この時点で、F 社名義の口座は存在せず、F 社の利用する口座として a 氏の個人口座が指定されているほか、a 氏が F 社の発起事務を取り扱っていた形跡もある。その他にも、平成 25 年 4 月 15 日の段階で、a 氏が F 社の実質社長であることを自認するようなメールを送信したり、同年 5 月 15 日の段階でもオーナーが a 氏であることを自認するメールを送信している事実がある。

これらからすると、実質的に a 氏が F 社を支配していたことがうかがわれる。

(IV) A 社の設立経緯

平成 24 年上旬ころ、a 氏と d 氏が協議する中で、IAP が加盟店と直接契約することは、加盟店との紛争などのリスクがあり、上場会社の子会社として望ましくないことことから、これを回避するために現地法人を設立し、そこを通して契約を締結する方針をとることとなった。そこで、平成 24 年 6 月 19 日、かかる現地法人として、シンガポール共和国において A 社が設立された。A 社の Managing Director は設立時から現在まで d 氏が務めており、株主は G 社である。

(V) a 氏の Managing Director 就任

平成 24 年下旬ころ、IAP の事業を決済事業に一本化する方針となり、決済事業を担当していた a 氏が IAP の代表となり、q 氏は以前から担当していたアイフリークのコンテンツ事業の担当に移ることとなった。これにより、平成 24 年 12 月 31 日、q 氏が IAP の Managing Director を退任し、平成 25 年 1 月 1 日、a 氏が Managing Director に就任した。

IAP の T 銀行（以下「T 銀行」という。）のプライベート口座の出金については、平成 24 年 12 月までは q 氏及び b 氏が承認権限を有していた。T 銀行の出金の承認は、あらかじめ特

定された電話で英語にてやり取りをする必要があるところ、それまでの間は、q 氏が IAP の代表であったことや、英語が得意なこともあり、q 氏が主に出金を承認していた。しかし、q 氏は IAP の Managing Director を平成 24 年 12 月末に退任した後は、この口座の出金を承認せず、平成 25 年 1 月に a 氏が IAP の Managing Director に就任した際、承認権限を q 氏から a 氏に変更する手続がなされたが、手続が完了するまでは b 氏が承認を行った。b 氏は、IAP の決済事業を主として管掌しているものではなく、暫定的に T 銀行の出金の承認を行ったものにすぎないため、a 氏が承認権限を得た後は、その承認を a 氏に任せ、b 氏は出金を承認していない。

(VI) a 氏の個人口座への L 社及び l 氏からの入金

平成 25 年 2 月 27 日、L 社から a 氏日本橋口座(2)に 500,000 円が、同年 3 月 7 日、L 社から a 氏日本橋口座(2)に 1,008,000 円が入金された。また、同月 13 日、L 社の代表者である l 氏から a 氏日本橋口座(2)に 1,000,000 円が入金された。

(VII)　I 社でのアイフリーク元従業員の雇用

平成 25 年 2 月ころ、アイフリークにおいて物販事業の従業員らに退職勧奨が行われた。そこで、a 氏は退職した元従業員らを F 社で雇用することを考えたが、F 社では社会保険等も整備されていなかったことから、a 氏と d 氏が協議し、元従業員らを I 社で雇用することになった。これにより、F 社が I 社に対して IAP の決済事業に関する業務を委託して、I 社が元従業員らに担当させて受託業務を行うこととなり、F 社が I 社に対して人件費その他の諸経費に相当する業務委託費を先払いで支払うことが条件とされた。

I 社から F 社に対して、平成 25 年 4 月 10 日付け「請求書」により、オフィス利用料、電話設置費用、給与として 2,436,000 円が、同月 30 日を支払期日として請求された。

(VIII)　IAP の増資

平成 25 年 4 月 16 日に取締役会で決議された IAP に対する増資（US $ 1,129,000）は、同年 4 月以降の新年度の IAP の事業運営に当たって、債務を圧縮し、資本を増強することで財務体質を改善し、決済サービス事業の拡充に備える目的で年度内に Dept Equity Swap（DES）として実施すべく検討が開始された。

具体的には、同年 2 月ころから税理士法人や監査法人と検討を開始し、社内的には、同年 3 月 8 日の取締役会で第 1 回の報告がなされ、スキームとしては、現物出資方式、新株払込方式に分けて計 4 パターン程のスキームを検討し、新株払込方式、現物出資方式（時価処理）に絞って、会計上、税務上の課題を継続検討することとなった。

その後、同年 3 月 22 日の BoardMTG（取締役以上が参加する取締役会のプレミーティング）において、再度報告がなされ、税務上のリスクを勘案し、新株払込方式に絞って詳細を詰めていくことが確認された。この時点で、年度内（3 月中）の実施については事実上諦めて 4 月中に完了することとなった。

その後、具体的な増資額、増資通貨等実務的な検討を重ね、同年 4 月 16 日に書面決議で取締役会決議がなされた。

増資額である US$1,129,000 は、IAP がアイフリークに対して保有する債務額である 110,570,481 円を基準とし、これを 1 ドル 98 円として、丸めた額であるとの報告がなされており、この点が平成 25 年 4 月 16 日取締役会資料においても記載されている。増資後当該債務が IAP から返済される予定であったが、a 氏の多忙等もあり、返済が遅れていた。

同年 6 月 3 日に、経理担当の p 氏から相談を受けた s 氏が、a 氏に対して、第 1 四半期中に返済を行うようメールで依頼し、a 氏も詳細の積上げをアイフリーク、IAP 双方で確認し実行する旨を返答した。この実務を詰めて行く中で今回の事象が発覚し、返済実務が滞っている。

(IX) a 氏福岡口座への第 1 回送金

平成 25 年 4 月 25 日、a 氏は d 氏に対して、「今日、ないし明日の着金で、JYP12,800,000

が A 社の口座に入ります。お手数ですが、確認取れ次第、下記口座へ送金をお願いします。手数料等は受取口座負担にて」、「実は、5 月 7 日か 8 日にもう 1 回あります（大体、1300 万円くらい）」などとのメールを送信し、送金先として a 氏福岡口座を指定した。また、同日、a 氏は IAP の従業員に対し、「今週から来週の間で、日本国内の協力会社へ活動資金を提供するため、IAP→A 社へ資金移動します。」、「随時、指示と相談をしますので、対応お願いします」などとのメールを送信した。

平成 25 年 4 月 25 日、IAP は A 社に対して、T 銀行の口座から 12,800,000 円を送金した。

同月 26 日、A 社から a 氏福岡口座に 12,800,000 円の送金手続がとられ、送金手数料 7,961 円が控除された 12,783,039 円が a 氏福岡口座に入金された（以下、上記の IAP から A 社を経由した a 氏への送金を「第 1 回送金」という。）。

(X) 第 1 回送金後の a 氏福岡口座からの資金移動

第 1 回送金後の a 氏福岡口座からの主な資金移動は以下のとおりである（以下これらを総称して「第 1 回送金後資金移動」という。）。

(i) 平成 25 年 4 月 27 日、a 氏福岡口座から a 氏日本橋口座(1)に 8,715,263 円が振り替えられた。

(ii) 同日、a 氏日本橋口座(1)から I 社に対して 2,436,000 円が振込送金された。

(iii) 同日、a 氏日本橋口座(1)からアイフリークに対して B 社名義で 6,279,263 円が振込送金された。

(iv) 同月 30 日、a 氏福岡口座から a 氏日本橋口座(1)に 3,767,400 円が振り替えられた。

(v) 同日、a 氏日本橋口座(1)からアイフリークに対して F 社名義で 3,767,400 円が振込送金された。

(vi) 同年 5 月 17 日、アイフリークから F 社に対して 3,767,400 円が振込送金された。

(vii) 同年 5 月 17 日から同月 27 日までの間に、F 社から B 社に対して 3,767,400 円が振込送金された。

(viii) 同年 5 月 27 日、B 社からアイフリークに対して 3,767,400 円が振込送金された。

第 1 回送金とその後の主な資金移動を図示すると以下のとおりである。

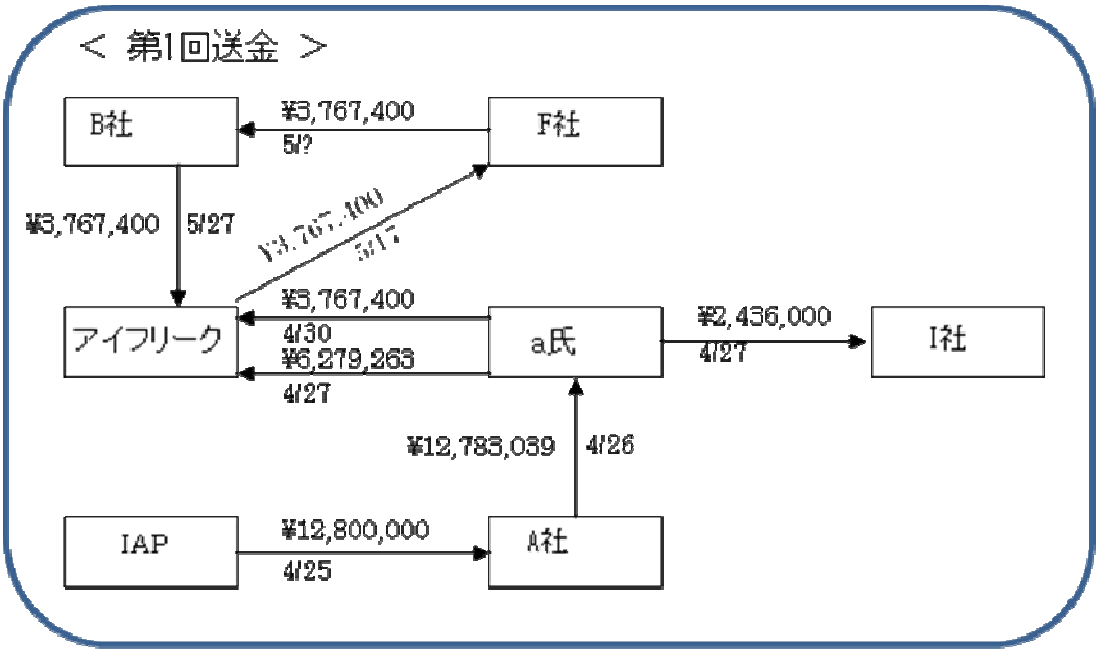

(XI) a 氏福岡口座への第 2 回送金

平成 25 年 5 月 8 日、a 氏は IAP 従業員に対して、「先に「約 2500 万円（JYP）相当の一部」を A 社へ送金しました。残り 1300 万円相当を 10 日中に A 社へ送金してください」などとのメールを送信した。

平成 25 年 5 月 10 日、IAP は A 社に対して、T 銀行の口座から 13,000,000 円を送金した。

平成 25 年 5 月 13 日、A 社から a 氏福岡口座に 13,000,000 円の送金手続がとられ、送金手数料 8,112 円が控除された 12,991,888 円が a 氏福岡口座に入金された（以下、上記の IAP から A 社を経由した a 氏への送金を「第 2 回送金」という。）。

(XII)第 2 回送金後の a 氏福岡口座からの資金移動

第 2 回送金後の a 氏福岡口座からの主な資金移動は以下のとおりである（以下これらを総称して「第 2 回送金後資金移動」という。）。

(i) 平成 25 年 5 月 13 日、a 氏福岡口座から K 社に対して 9,261,987 円が振込送金された。

(ii) 同月 15 日、a 氏福岡口座から j 氏（F 社取締役、株式会社 C 社代表取締役）に対して 2,000,000 円が振込送金された。

(iii) 同月 27 日、a 氏福岡口座から a 氏日本橋口座(2)に 1,700,000 円が振り替えられた。

(iv) 同月 28 日、a 氏日本橋口座(2)から I 社に対して 2,218,500 円が振込送金された。

第 2 回送金とその後の主な資金移動を図示すると以下のとおりである。

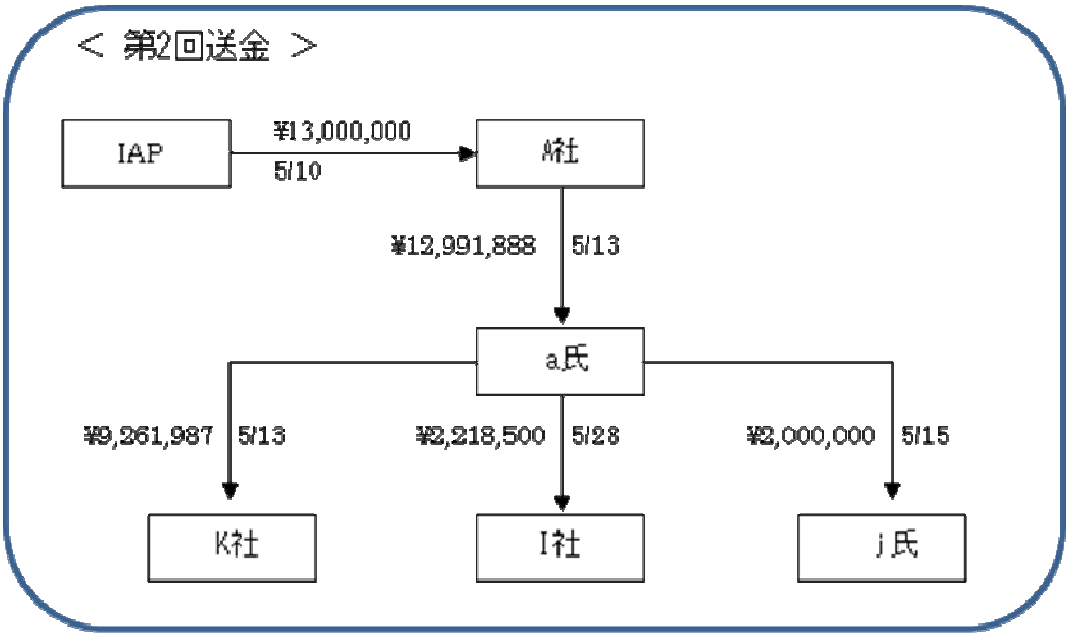

(4) 取引の内容

(I)　第 1 回送金に関する取引関係の存否

第 1 回送金で平成 25 年 4 月 26 日に a 氏福岡口座に入金された金額は 12,783,039 円である。そして、第 1 回送金後資金移動において送金された金額は、同月 27 日に I 社に対して 2,436,000 円、同日にアイフリークに対して 6,279,263 円、同月 30 日に 3,767,400 円の合計 12,482,663 円である。

第 1 回送金での a 氏福岡口座への入金額と、第 1 回送金後資金移動における送金の合計額は、ほぼ同額であり、また第 1 回送金から第 1 回送金後資金移動が完了するまでの間が短期間であることからすれば、第 1 回送金で a 氏福岡口座に入金された資金の使途は、第 1 回送金後資金移動に充てられたものと認めざるを得ない。

そこで、第 1 回送金後資金移動について、IAP との関係で実態のある取引であったかが問題となる。

(i)　アイフリークへの支払い

前述のとおり、平成 25 年 4 月 27 日のアイフリークへの B 社名義での 6,279,263 円の振込送金及び同月 30 日のアイフリークへの F 社名義での 3,767,400 円の振込送金は、a 氏が B 社のアイフリークに対する債務の弁済のために行ったものであり、同月 30 日の振込送金の名義は a 氏が B 社名義とすべきところ誤って F 社名義としたものである。IAP にとっては、IAP から A 社を経由して a 氏の個人口座に入金された第 1 回送金の資金が B 社のアイフリークに対する債務の弁済に充てられる合理的な理由はないことから、平成 25 年 4 月 27 日のアイフリークへの 6,279,263 円の支払い及び同月 30 日のアイフリークへの 3,767,400 円は、IAP との関係で実態のある取引に基づくものではない。そうであるとすれば、第 1 回送金のうち、a 氏からアイフリークへの支払いに充てられた合計 10,046,663 円の部分については、実態のある取引に基づくものではないと認められる。

(ii)　I 社への支払い

調査によれば、a 氏が F 社で雇用しようとしていたアイフリークの元従業員らを I 社で雇用することとなり、これらの者が I 社において IAP の決済事業に関する業務を行なっていたという経緯が認められる。

また、これに関する取引としては、①F 社が I 社に対して IAP の決済事業に関する業務

を委託して、I 社は雇用したアイフリークの元従業員に業務を担当させることでこれを受託する、②F 社が I 社に対して業務委託費として、担当する従業員の給与その他の経費相当額を先払いで支払う、という合意がなされていたという経緯が認められる。

そして、I 社から F 社に対して平成 25 年 4 月 10 日付け「請求書」が送付されており、その内容は、オフィス利用料（月額 65,000 円×2 名）6 か月分　780,000 円、オフィス利用料（月額 80,000 円×1 名）6 か月分　480,000 円、電話設置費用（2 回線）　60,000 円、給与（月額 350,000 円×1 名）　3 か月分　1,050,000 円、合計税込で 2,436,000 円を請求するものであり、上記の合意内容に照らしてかかる請求に特に不合理な点は見当たらない。

a 氏が平成 25 年 4 月 27 日に I 社に対して支払ったのは 2,436,000 円であって、上記の請求に対して F 社の I 社に対する弁済として支払ったものであり、実態のある取引に基づくものと認められる。

F 社が I 社に対して委託する業務は IAP の決済事業に関する業務であって、これは F 社が IAP から業務委託を受け、F 社が I 社に再委託しているものと認められる。とすれば、少なくとも F 社が I 社に対して支払う業務委託料相当額を、IAP が F 社に対して支払うことについては合理的な理由があり、第 1 回送金のうち、a 氏が I 社に対して支払った金額に相当する部分については、実態のある取引に基づくものであると認めることができる。

ただし、IAP の F 社に対する業務委託、F 社の I 社に対する業務委託に実態があるとしても契約書などは存在せず、また取引が A 社を経由するか、IAP からの支出が前渡金なのか、業務委託料なのかなどの点も不明確であり、取引を整備する必要がある。

(iii) 小括

以上より、第 1 回送金については、a 氏が平成 25 年 4 月 27 日に I 社に対して支払った金額に相当する 2,436,000 円の部分に限り、実態のある取引に基づく送金と認めることができ、それ以外の部分については、実態のある取引に基づく送金と認めることができないというべきである。

(II) 第 2 回送金に関する取引関係の存否

第 2 回送金で平成 25 年 5 月 13 日に a 氏福岡口座に入金された金額は 12,991,888 円である。そして、第 2 回送金後資金移動において送金された金額は、同月 13 日に K 社に対して 9,261,987 円、同月 15 日に j 氏に対して 2,000,000 円、同月 28 日に 2,218,500 円の合計 13,480,487 円である（なお、j 氏に対する送金は平成 25 年 5 月 23 日に a 氏福岡口座に既に返金されている）。

第 2 回送金での a 氏福岡口座への入金額は、第 2 回送金後資金移動における同月 13 日の K 社に対する 9,261,987 円の振込送金、同月 15 日の j 氏に対する 2,000,000 円の振込送金、同月 27 日の a 氏福岡口座から a 氏日本橋口座(2)への 1,700,000 円の振替の合計 12,961,987 円とほぼ同額であり、また第 2 回送金から第 2 回送金後資金移動が完了するまでの間が短期間であることからすれば、第 2 回送金で a 氏福岡口座に入金された資金の使途は、第 2 回送金後資金移動のうち上記の送金に充てられたものと認めざるを得ない。

そこで、第 2 回送金後資金移動のうち、以下の点について IAP との関係で実態のある取引であったかが問題となる。

(i)　K 社への支払い

現時点までの調査においては、営業協力者らが一定の活動をしていることをうかがわせる事情が散見されるものの、誰がいかなる活動をしているのかも明らかではなく、IAP が営業協力者らの活動資金を負担する合理的な説明が尽くされているとは言い難い。

また、上記請求書の内容も、交通費概算（3 か月分）　4,110,000 円、店舗開発費等概算（3 か月分）　4,290,000 円、既支出経費累計　861,987 円というもので、IAP が負担すべき合理的な理由は直ちには認め難い。

以上より、平成25年5月13日のa氏のK社に対する9,261,987円の支払いは、実態のある取引に基づくものであると認めることは難しいというべきである。そして、そうであるとすれば、第2回送金のうち、a氏からK社への支払いに充てられた9,261,987円の部分については、第2回送金についても実態のある取引に基づくものであると認めるだけの十分な根拠は現段階では確認できない。

(ii) j氏への支払い

平成25年5月15日のj氏に対する2,000,000円の振込送金もa氏の供述どおり個人的貸付けである可能性が高いと考えられる。IAPからa氏への第2回送金の資金を、a氏がj氏に対する個人的貸付けに充てる理由はないことから、平成25年5月15日のj氏への2,000,000円の支払いは、当然ながらIAPとの関係で実態のある取引に基づくものではない。そうであるとすれば、第2回送金のうち、a氏からj氏への支払いに充てられた部分については、第2回送金についても実態のある取引に基づくものではないと認められる。

この点、この2,000,000円が後述するC社の問題と関連する可能性を検討する必要があるが、IPSがC社から売掛金の支払いを受けたのは、平成25年5月31日と6月28日であるところ、a氏福岡口座の入金状況によると、上記2,000,000円が平成25年5月23日にa氏に返済されているため、この時間的な前後関係からすると上記2,000,000円がC社によるIPSへの債務の返済に回されたとは認められず、2,000,000円は後述のC社の問題と関連するものではないと考えられる。

(iii) I社への支払い

上記のとおり、F社のI社に対する業務委託とこれに対応するIAPのF社に対する業務委託は実態のある取引と認めることができる。

そして、I社からF社に対して平成25年5月17日付け「請求書」が送付されており、その内容は、オフィス利用料（1名80,000円×6か月）480,000円、給与負担分（250,000円×3か月）、保険料等900,000円、合計税込で2,218,500円を請求するもので、特に不合理な点は見当たらない。a氏が平成25年5月28日にI社に対して支払ったのは2,218,500円であって、上記の請求に対してF社のI社に対する弁済として支払ったものであり、実態のある取引に基づくものと認められる。

よって、第2回送金のうち、a氏がI社に対して支払った金額に相当する部分については、実態のある取引に基づくものであると認めることができる。

ただし、前述のとおりIAP、F社及びI社の取引は整備する必要がある。

(iv) 小括

以上より、第2回送金については、a氏が平成25年5月28日にI社に対して支払った金額に相当する2,218,500円の部分に限り、実態のある取引に基づく送金と認めることができ、それ以外の部分については、実態のある取引に基づく送金であると認めることはできないというべきである。

(5)B社のアイフリークに対する弁済の効力

調査によれば、平成25年4月27日の送金、同年5月27日の送金のいずれについても、アイフリークの100%子会社であるIAPの資金を用いてB社名義でアイフリークに振込送金したに過ぎず、アイフリークとIAPは実質的には一体と認められることから、かかる振込送金にはB社のアイフリークに対する債務の弁済としての効力が認められないというべきである。

以上より、B社のアイフリークに対する債務はいずれも消滅しておらず、B社はアイフリークに対して10,046,663円の代金債務及び遅延損害金債務を負っているものと認められる。また、IAPの資金を原資としてB社の債務の弁済の目的でアイフリークに支払われた上記10,046,663円は、アイフリークからIAPに返還されるべきものであると考えられる。

(6) a 氏の IAP に返還すべき金額

a 氏が行った第 1 回送金及び第 2 回送金の合計額は 25,800,000 円である。

第 1 回送金及び第 2 回送金のうち、平成 25 年 4 月 27 日の I 社に対する 2,436,000 円の振込送金及び同年 5 月 28 日の I 社に対する 2,218,500 円の振込送金に相当する部分は、実態のある取引に基づく送金であると認められ、IAP が本来支出すべきであったものと考えられる。

第 1 回送金のうち、平成 25 年 4 月 27 日のアイフリークに対する 6,279,263 円の振込送金及び同月 30 日のアイフリークに対する 3,767,400 円の振込送金に相当する部分は、実態のある取引に基づく送金であるとは認められないが、上記のとおり IAP の資金が、A 社の口座と a 氏の口座を経由して、IAP と実質的に一体であるアイフリークに振込送金されたに過ぎないことから、アイフリークから IAP に返還すべきであるに過ぎず、これについて IAP に実質的な損失は認められないと考えられる。

第 2 回送金のうち、平成 25 年 5 月 13 日の K 社に対する 9,261,987 円の振込送金に相当する部分については、実態のある取引に基づく送金であると認めることはできないというべきであり、仮に実態のある取引に基づく部分があるとしても、一度は IAP に対して返還した上で、適正な手続によって送金の必要性を判断した上で、改めて支払いを行うのが適切であると考えられる。

第 2 回送金のうち、a 氏の j 氏に対する個人的な貸付けに充てられた部分については、当然に返還されるべきものである。

以上より、第 1 回送金及び第 2 回送金の合計額 25,800,000 円のうち、I 社に支払われた合計額 4,654,500 円及びアイフリークに支払われた合計額 10,046,663 円を控除した、11,098,873 円は、a 氏が IAP に返還すべきものと考える。

(7) b 氏の認識

b 氏は、B 社のアイフリークに対する債務の支払いが遅延していることについては、B 社は S 社が平成 24 年 7 月まで保有していた会社でもあり、また、アンダーウェア案件の相談にも乗っていたこともあったため、なんとか協力できないかと考えていたが、結局は協力を行わなかった。

その後、b 氏は、平成 25 年 5 月 21 日までに、a 氏より、a 氏が B 社に代わってアイフリークに支払いを行ったこと、その支払にあたって一部を誤って B 社名義ではなく F 社名義で振り込んでしまったことの報告を受けた。その後、2 回目の B 社名義での支払がなされたのは平成 25 年 5 月 27 日のことであるが、a 氏が事前に b 氏に IAP からの支出金で B 社名義での支払を行うことまでの報告がなされたかは判然とせず、この点を明確に判断することはできない。

したがって、b 氏が、a 氏が IAP の資金を B 社のアイフリークへの支払いに充ててしまったことについて、2 回目の支払いの前より認識していたとまでは断じることができない。

2　その他の取引

(1)　調査対象取引

当初、a 氏の関係した多数の取引先が本件調査対象候補として想定されたが、従業員等に対するヒアリング及び a 氏名義の預金通帳の解析等により、本件調査対象取引は、以下が必要十分な範囲として特定された。

(I)　C 社関係

(II)　E 社

(III)　U 社（Q 社の営業保証金との関係）

(IV)　IAP の決済事業関連の関係者との a 氏による個人取引（L 社、K 社、e 氏、j 氏、V 社）

(2)　各調査対象取引の内容

(I)　株式会社 C 社関係

(i) 本件取引の内容

① 本件商流

本件取引は、W 社株式会社（以下「W 社」という。）の製造する装置製品（以下「装置製品」という。）を IPS が仕入れ、株式会社 C 社（以下「C 社」という。）に対して卸売りを行うものにつき、装置製品の現物は W 社から C 社に直送卸の形で納入するというものである（なお、当時の本件取引の主体はアイフリークであるが、本件取引に関する事業については、平成 25 年 4 月 1 日付で会社分割により設立された IPS が引き継いでいるため、以後、便宜的に IPS と表記する）。

② 本件取引の経緯

同形態の取引は、平成 24 年 10 月 19 日に C 社-IPS 間、及び IPS-W 社間でそれぞれ売買基本契約書が締結され、同年 11 月 28 日から同月 30 日を納期としてそれぞれ 10 台ずつ、計 30 台が取引され、IPS は、W 社に対し、同年 10 月 31 日に仕入代金の支払として 28,350,000 円を振込み、平成 25 年 3 月 15 日に C 社から卸売代金として 29,371,449 円の支払を受けていた（以下「過去実績取引」といい、現時点では正常な実態のある取引とされている。）。

そして、上記過去実績取引と同様の形態の取引が、平成 25 年 2 月 26 日及び同月 27 日を納期として各 11 台、同月 28 日を納期として 10 台の合計 32 台行われ、IPS は、C 社に対し、同日付けで 31,329,502 円の請求書を発行している。IPS は、W 社に対し、同年 1 月 28 日に仕入代金の支払として 30,240,000 円を振込み、同年 5 月 31 日及び同年 6 月 28 日にそれぞれ、C 社から卸売代金として 5,000,000 円、合計 10,000,000 円の支払を受けていることが伺われる。この取引を「本件取引」として、以下検討する。

(ii)　本件取引の実在性

本件取引については、W 社-IPS-C 社間のそれぞれの売買基本契約書及び受発注に係る証憑は整っており、形式的には過去実績取引同様の装置製品の売買取引が W 社-IPS-C 社間で行われているようにも見える。

しかしながら、IPS が W 社に対して平成 25 年 1 月 28 日に 30,240,000 円を送金した直後、翌 29 日に W 社が C 社に対して 30,240,000 円全額を送金していること、その後、納品期限を経過しても全商品の納品は完了していないこと、C 社の j 氏はヒアリングの際に過去実績の取引とは異なり、平成 25 年 1 月の取引は架空取引であると述べていたことを踏まえると、本件取引は過去実績取引と全く同様な形で行われたものではなく、客観的には物の納品を伴わない架空の取引であり、IPS が支払った金銭は、実質的には W 社を迂回して融資された貸付金であったものと言わざるを得ない。

(iii)　本件取引の実在性に関する関係者の認識

この点、a 氏が本件取引を全く架空のものだと考えていたか、通常どおりではない可能性もあるものの、いずれ納品される予定である実態のある取引だと認識していたのかについては、本人のヒアリングによれば後者であるとのことであった。

メールの宛先に入っていた、b 氏、子会社代表取締役 1 名、従業員 1 名に対するヒアリング結果においても、本件取引は不明瞭な部分は残るものの、いずれ納品されるものであると認識していたとの回答を受けた。子会社代表取締役 1 名、従業員 1 名の認識については、これらの者の関与度合が低いことや「本来の取引とは異なる点がありそうなので、あまり関わりたくない」という気持ちがあったがゆえに、認識が曖昧な点は残るものの、いずれの者も「とにかく装置製品を売らなければならない」「装置製品を売って、C 社に利益があがらないと資金を回収できない」という認識を持っていたとの発言をしている。

したがって、a 氏、b 氏、子会社代表取締役 1 名、従業員 1 名のヒアリング結果は、こ

の点において一致しており、また、実際に装置製品をさらに販売すべく子会社代表取締役1名が C 社と協力して販売計画を策定し、販売を推進しようとしていた事実も伺える。

以上より、これまでの調査結果によれば、IPS が架空取引であると考えていたとまでは断じることはできず、IPS 関係者の認識は、納品はなされる取引であるが、資金付けのために納期等の点において通常とは異なる取引がなされたとまでの認識に止まるものと考えられる。

(II) U 社との取引

(i) U 社との取引の実在性

① 取引の経緯

平成 22 年 10 月ころから、アイフリークにおいては、平成 22 年 3 月～10 月ころまでに、EC 事業関連で仕入れた在庫（主に健康食品。以下「本件在庫」という。）について、薬事法上の広告規制の取り締まりが厳しくなったなどの事情もあり、これ以上の積極的な販売が難しい状況にあった。

そのような中、アイフリーク内では、本件在庫について、仕入れ原価水準での販売を推進していたところ、平成 23 年 3 月ころに株式会社 U 社（以下「U 社」という。）にて、合計 30,002,123 円（消費税込）にて買取がなされることが決まった。この取引を以下「本件在庫取引」という。

② U 社からの入金

平成 23 年 3 月 31 日付発注書によれば、本件在庫取引の代金の支払いは平成 23 年 9 月末までとなっており、上記稟議書においても「売掛金回収期限は最長 2011 年 9 月 30 日とし、6 月末日には一部入金精算」とあるが、実際の入金状況は、アイフリークの通帳によると、以下のとおりである。

平成 23 年 7 月 28 日：450,000 円

平成 23 年 9 月 30 日：232,000 円

平成 23 年 10 月 24 日：950,000 円

平成 23 年 11 月 1 日：10,000,000 円

平成 23 年 11 月 28 日：10,000,000 円

平成 23 年 11 月 29 日：8,370,123 円

上記のうち、11 月入金分は a 氏が入金したものであるが、7 月 28 日、9 月 30 日、10 月 24 日の入金について、U 社からの入金ではないと認めるべき事情は見当たらない。

この点、後述の Q 社の保証金や a 氏個人による弁済の事実から、そもそも本件在庫取引がそのような循環的な資金の流れを想定して架空に形成されたのではないかとの疑いが生じる点については、そもそも下記の通り Q 社の保証金が入金されたのは平成 23 年 10 月であり、本件在庫取引が行われた平成 23 年 3 月において、Q 社の保証金の件が想定されていたことを伺わせる事実はないことから、本件在庫取引が行われた時点で、債務の弁済まで含めた循環的な資金の流れが想定されていたものとは考え難い。

③ 本件在庫取引の実在性

調査によれば、アイフリーク倉庫口座から U 社倉庫口座に本件在庫が移動されたこと、U 社倉庫口座は U 社が U 社名義で契約したこと、本件在庫が U 社から Z 社に売却され在庫も移動したものと認められること、U 社代表 v 氏の供述より v 氏が本件在庫取引についてアイフリークと交渉した経緯が認められること、U 社の破産管財人がアイフリークに対する金 2837 万 123 円の買掛金債務を認識していること、平成 23 年 7 月 28 日、9 月 30 日、10 月 24 日に U 社から現実に支払があることから、アイフリークと U 社との間の本件在庫取引は実在したものであると認められる。

(ii) Q 社に対する保証金の実在性

IAP の決済事業に関して、上記の U 社から入金があったのと同時期である平成 23 年 10 月ころ、R 社のエージェントとして IAP に同社との提携を持ちかけた e 氏の会社である Q 社（以下「Q 社」という。）と IAP との間で CO-OPERATION AGREEMENT が平成 23 年 10 月 15 日付で締結された。また、この契約に関して、平成 23 年 10 月 28 日付で同社間で 40 万 US ドルの保証金に関する契約書として「Notes」（以下「Notes」という。）を締結し、IAP は Q 社に対して、平成 23 年 11 月 8 日 40 万 US ドルの保証金を支払った。

この保証金の意味については、R 社との取引スキームにおいて、Q 社よりも IAP に先にお金が入り、そこから Q 社が分配を受けることになっているため、IAP にもしものことがあった場合に、Q 社が連れてきた顧客に迷惑をかけないようにするためのものであった。

40 万 US ドルとなった根拠についても、当初の Q 社との協業に関するコンサルティングフィーにおいて 50 万 US ドルを要求されていたところ、それを最初は利益が出ないからと 10 万 US ドルまで値切る交渉をした後であったため、その値切った分の 40 万 US ドルを保証金としたことがうかがわれる。この保証金は、本来は 12 カ月で返還されるものであるが、翌年 10 月ころに「Contract Change Notice」により、さらに 24 カ月延期されているところ、IAP の決済事業の遂行状況が芳しくなく、IAP やアイフリークの財政状況が芳しくない状態が続いていたことからすれば、e 氏が保証金を返還せずに、さらに 2 年返済期限を延期することを要求し、IAP もこれに応じたことも合理的な理由があると考える。

また、この IAP から Q 社への保証金の存在については、今回の調査の中で、監査法人からの要望に応えて e 氏が再度、残高証明書の作成に応じていることから、この保証金の実在性については、ある程度合理的な証拠をもって認められる。

(iii) U 社の本件在庫取引の債務の弁済の有効性

① LOAN AGREEMENT と資金の流れ

本件在庫取引についての U 社からの入金状況は前述の通りである。この入金について、11 月 1 日の 10,000,000 円、11 月 28 日の 10,000,000 円、11 月 29 日の 8,370,123 円（以下これらを合わせて「11 月入金」という。）については、Q 社に対する営業保証金への入金と時期と金額が近いことから、Q 社に対する営業保証金が、何らかの形で U 社の本件在庫取引の債務の弁済に使用されたのではないかという懸念があり、この点の調査を進めたところ、以下の事実が判明した。

ア） 貸主を Q 社、借主を U 社、連帯保証人を a 氏とする 2011 年 10 月 29 日付「LOAN AGREEMENT」(以下「LOAN AGREEMENT」という。)及び借主を U 社から a 氏に変更する旨を記載した同日付の「NOTES」が a 氏から提出された。

イ） 平成 25 年 6 月 18 日付の e 氏から a 氏宛のメールに添付された「AMENDMENT to LOAN AGREEMENT」においては、LOAN AGREEMENT を修正することが提案され、ドラフトが添付されている。この「AMENDMENT　to LOAN AGREEMENT」においては、借入期間を 2011 年 11 月 11 日から 2014 年 10 月 31 日までに変更することが定められるとともに、b 氏が「JOINT　SURETY」（連帯保証人）として記載されている。

ウ） a 氏福岡口座には以下の入出金が記載されている

・平成 23 年 10 月 31 日　アイフリークへ 1000 万円の送金

・平成 23 年 11 月 25 日　外国送金による 2900 万円の入金

・平成 23 年 11 月 28 日　アイフリークへの 1000 万円の送金

・平成 23 年 11 月 29 日　アイフリークへの 8,370,123 円の送金

エ） a 氏からは、上記外国送金による 2900 万円の入金は、上記 LOAN AGREEMENT に基づくものであり、上記のアイフリークへの送金は U 社の買掛

債務を支払ったものとの説明を受けた。

② LOAN AGREEMENT についての e 氏及び b 氏の説明

LOAN AGREEMENT については、e 氏からはヒアリングにおいて以下の通りの説明を受けている。

ア）当時の為替で 3000 万円くらいを a 氏から貸してくれるように頼まれた。確か a 氏の個人口座に入金した。

イ）e 氏は U 社の人に会ったことはない。

ウ）（3000 万円近くの大金を個人的に a 氏に貸し付けることに不安がなかったのかという質問に対して）原契約では貸借期間が短かったことや、当初の IAP の決済事業の想定では、事業が上手くいけば Q 社にも大きな利益が出ること等から、貸しても問題ないと考えた。

エ）「AMENDMENT　to LOAN AGREEMENT」における b 氏への連帯保証については、e 氏が a 氏に依頼したものの、まだこの契約書に U 社や b 氏が署名した書類を受領していない。

オ）LOAN AGREEMENT の件について、e 氏は b 氏と話したことはなく、a 氏とやり取りしている。

b 氏からは、そのヒアリングにおいて、業界も全く異なる U 社と e 氏の間に面識があるとは到底思えず、紹介をすることもあり得ず、a 氏個人と e 氏の間の何らかの貸借関係があったかもしれないとは感じていたが、それは a 氏個人の不動産事業関連のものであり、アイフリークのためのものであるとは思いもよらなかった、AMENDMENT　to LOAN AGREEMENT に署名などしていないとの説明を受けている。

③ U 社への返済の実態と有効性

平成 23 年 11 月 1 日に U 社からアイフリークに最初の 1000 万円の支払いがなされた後の 11 月 8 日に IAP から Q 社に営業保証金が振り込まれおり、少なくとも最初の 1000 万円については IAP から Q 社に支払われた金銭を原資としているものではないことが認められる。

また、その後の 2 回の支払いについても、U 社とアイフリークの在庫買取の取引は実在性があること、及び IAP から Q 社への保証金の支払いも実在性のあることは前述の通りであり、それを前提とすると、a 氏個人が Q 社より貸付を受けたことは、保証金の支払いとは切り離して考えられるべきである。

この点、e 氏もその供述において、a 氏への貸付は保証金の口座とは全く別の口座を使用しており、両者は関連性がない旨を明言している。

そして、a 氏が e 氏より個人的に調達した資金で、U 社の名義で U 社の債務の弁済のためにアイフリークに支払を行っていることから、その行為が取締役として適切であるか否かという問題はあるにしても、法律上はかかる支払は有効な第三者弁済と認めることも可能であると考える。従って、アイフリークが U 社に対して保有していた売掛債権は、有効に弁済されたものと評価することができる。

この点、仮に債務者である U 社が認識しない状況において第三者である a 氏が個人的に U 社の債務を弁済することが、債務の弁済として有効であるかが問題となるため、この点について念のため検討する。民法第 474 条第 2 項は「利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。」と規定しており、これは利害関係を有しない第三者であっても、債務者の意思に反しない限り弁済が可能であることを前提とするものである。そして、本件において、U 社のアイフリークに対する債務を a 氏が個人的に弁済することが U 社の意思に反するとは考えにくいことから、a 氏による U 社の債務の弁済は法律上は有効であると認めることができる。

(iv) a 氏及び b 氏の責任

上記を前提とすると a 氏が IAP の重要な取引先より個人的に借入を行うことは、取締役として適切な行為ではなく、万一借入の返済ができずに取引先との関係が悪化したような場合は取締役としての善管注意義務違反が問題とならざるを得ないが、現時点ではそのような事態は生じていない。また、U 社のアイフリークに対する債務を補てんすることついても、アイフリークの取締役として適切な行為であるとはいい難いが、犯罪行為であるとまでは認定されるものではない。

この件が b 氏も関与していたものであるかについては、b 氏はその点を明確に否定しており、b 氏、e 氏がいずれも b 氏の関与を明確に否定している状況においては、これをもって b 氏がこれに関与していたことを示す合理的な根拠とすることはできない。

また、b 氏は、a 氏と e 氏の会話より、a 氏が e 氏から金銭を借りていたかもしれないとの印象を受けたものの、その借入の詳細や金銭を U 社に対する売掛金の回収に充てたことまでの認識はない模様であり、この点でも、b 氏が、a 氏が個人的な借入をもって、U 社に対する売掛金を回収したことに関与したと断じることはできない。

(III) E 社

現時点で E 社との取引に重要な不明瞭支出はなく、アイフリークによる実質的支配の有無が問題となる。

(i) a 氏による実質的支配の有無

調査によれば、E 社の実在性は認められ、E 社の株主名簿では AB 社の代表取締役が株主となっていること、株主名簿の開示にあたって、同社が閲覧期間を限定し、謄写も認めないなどの厳重な取扱いを要求していること、a 氏の印鑑の管理も一時的なものに止まるものと認められることを総合的に考慮すると、a 氏以外に E 社を管理している者が存在している可能性はある程度認められる。

したがって、調査委員会としては、E 社を a 氏が実質的に支配しているとまではいえないと考える。

(ii) b 氏又はアイフリークによる実質的支配の有無

調査によれば、b 氏は、E 社は EC 事業における仕入先であるとの認識はあるが、それ以上の認識はないとのことであった。また、アイフリークと E 社との関係においても、2013 年 3 月期における取引額は総額 1,185,217 円（前渡金 867,000 円、販促費 82,705 円、売上高 235512 円）であり、その取引額は極めて小さい。

したがって、b 氏及びアイフリークによる E 社の実質的支配は認められない。

(iii) IAP と E 社との取引

上記に記載のとおり、E 社は着物の試験販売で、IAP の決済サービスを試験的に利用しているところ、その取引により決済を代行して振込を行った金額は、平成 25 年 5 月 21 日付「支払明細書」によれば合計 482,834 円である。この決済は日本で行われたこともあり、まずはアイフリークにて E 社に立替払いを行い、アイフリークから IAP に対して平成 25 年 7 月末に請求予定であるとのことである。また、これ以外に IAP の決済事業関連で E 社とアイフリークの間における取引は認められないとのことである。

したがって、IAP の事業における E 社との取引の重要性は現時点では低いものと考える。

(IV) a 氏の個人口座におけるアイフリーク及び IAP の関係者との取引

(i) 調査対象とした a 氏個人の口座について

調査委員会は、A 社からの入金に使用された★銀行の口座（前記 a 氏福岡口座、a 氏日本橋口座(1)、a 氏日本橋口座(2)）について、a 氏より取引明細書原本の交付を受けたが、

期間については、調査委員会の調査が IAP 事業における取引を契機としていたことから、a 氏が IAP の代表となった 2013 年 1 月以降 6 月末までを対象としている。

この範囲の妥当性については、IAP から A 社に入金された金額全額が、★口座に A 社から入金されていることが確認できたため、調査委員会でも外部委員や監査法人の意見を聴き、調査委員会では合理性がある範囲であると一度は判断した。

しかし、その後のメール解析により、a 氏が上記の U 社に対するアイフリークの債権についても、個人口座より U 社に代わって第三者弁済を行った疑いが生じ、平成 25 年 7 月 12 日の a 氏へのヒアリングで、その可能性が高いことが確認されたため、他の口座も確認すべきではないかという意見が外部委員及び監査法人より改めて出された。

そこで、平成 25 年 7 月 15 日において、調査委員会より a 氏に対して、あらためて銀行口座の提出を行うよう依頼書を提出した。この依頼書を受けて、以下のとおり、①から④までに該当する口座及び現時点で a 氏が保有するすべての日本の銀行における銀行口座の通帳として、以下の通り提出を受けた。

① 2011 年 10 月ころに Q 社から入金があった★銀行の a 氏福岡口座の通帳の該当箇所

② F 社の当面の小口現金として使うための銀行の口座

③ e 氏と両替を行った際にやりとりした●の口座における Web 明細の該当箇所

④ その他アイフリーク及びアイフリークの取引先からの入金がなされている銀行口座

そのうえで、①から④以外にも、その時点で a 氏が保有する全ての銀行口座の通帳として、１銀行、２銀行、３銀行、４銀行、５銀行の通帳の提出を受け、その内容は監査法人も閲覧した。

その過程で、監査法人の意見も参考にして、以下の取引について検討することとした。

(ii) 検討した取引概要

上記調査の結果、内容、金額について重要性を有するものについては、以下のとおりである。

① L 社との取引

L 社からは、a 氏日本橋口座(2)に平成 25 年 2 月 27 日に 50 万円、平成 25 年 3 月 7 日に 100 万円、8000 円がそれぞれ振り込まれている。また、L 社の代表取締役より、平成 25 年 3 月 13 日に 100 万円振り込まれている。これらの振込については、L 社又はその代表取締役が獲得した IAP の決済事業の代理店加盟店候補先から F 社に対して契約金として預託するために振り込まれたものであると推察される。したがって、この法的関係を明確にすべく、F 社に a 氏より預り金として返金のうえ、L 社及びその代表取締役より、この a 氏の個人口座への振込が F 社に対して契約金として預託したものであることの確認書を取得する必要があると考える。

② K 社との取引

K 社との入出金としては、★口座の a 氏福岡口座に、(i)平成 25 年 1 月 23 日に 365 万円振込がなされており、(ii)平成 25 年 5 月 13 日に 9,261,987 円の支払いがなされている。このうち、(i)の入金については、a 氏より、もともと a 氏個人の不動産取引に関連して、K 社に預けておいた資金が返ってきたものであるとの回答を受けており、この点についての決済明細及び最終資金計画明細の提出をうけている。他方で(ii)については、IAP 事業に関連するものであると a 氏より回答を受けている。

しかし、今回、K 社の代表取締役に対するヒアリングができていないため、上記の決済明細及び最終資金計画明細の信ぴょう性についての K 社への確認はできていないが、K 社の商業登記簿謄本においては、不動産の売買、賃貸並びに仲介が目的事項に含まれていることや、K 社における不動産案件の具体的な担当者名の回答がなされており、この点について特に虚偽の内容を回答する動機も見当たらないため、ある程度の信ぴょう

性は認められる。また、K 社とアイフリーク又は IAP との間の直接の取引関係がないとの報告をアイフリークより受けており、この K 社から a 氏への入金が、アイフリークや IAP の未収金の支払いに充当された可能性は低いと考える。

③ e 氏との取引

e 氏に対する出金として、以下のものがある。

★銀行の a 氏福岡口座に、(i)平成 25 年 2 月 6 日に 456,000 円、300,000 円、(ii)平成 25 年 5 月 14 日に 820,000 円の支払がなされている。

これについては、a 氏及び e 氏のヒアリングによれば、a 氏の保有する日本円と e 氏の保有するシンガポールドルの両替を行ったものであるとの回答を受けている。この点については、上記口座には a 氏から e 氏への支払のみが記載されており、e 氏から a 氏へのシンガポールドルによる入金が確認されていないが、(ii)については、この点を裏付けるメールがあり、また、平成 25 年 1 月より IAP の代表となって、シンガポール滞在が多くなったことに伴い、シンガポールドルが必要となり、両替手数料の節約もあり、e 氏との間で個人的な両替を行ったという説明については、ある程度合理性が認められる。また、上記メールに記載の e 氏が両替をしたシンガポールドルを支払ったとされる●の銀行口座の入金記録を a 氏に確認したところ、上記メール記載の 10,000 ドルの入金がなされた旨を確認できた。

なお、(i)については入金記録が認められないが、e 氏とはよく会っているので、手渡しをしたとの回答をうけており、前記の(ii)の事実を併せ考慮すると、この点についても両替がなされたものと推認できる。

④ j 氏（C 社代表取締役、F 社取締役）との取引

j 氏と a 氏との間の入出金記録は★銀行の a 氏福岡口座において、以下のようになっている。

ア） 平成 25 年 3 月 15 日 a 氏→j 氏への支払：200 万円

イ） 平成 25 年 4 月 1 日 j 氏→a 氏への入金：100 万円

ウ） 平成 25 年 4 月 10 日 j 氏→a 氏への入金：100 万円

エ） 平成 25 年 5 月 15 日 a 氏→j 氏への支払：200 万円

オ） 平成 25 年 5 月 23 日 j 氏→a 氏への入金：200 万円

このように、ア）及びエ）において 2 度にわたり a 氏より j 氏に入金したものが、直ぐに j 氏より返済されているが、これについては、j 氏の個人事業に関する資金繰りに協力したものである。この回答内容については、メールでも裏付けられるものであり、j 氏が代表取締役を務める C 社の問題と関連するものではないと考えられる。

⑤ 株式会社 V 社との取引

V 社は、F 社の代表取締役である i 氏が芸能人として所属する芸能事務所であり、事業目的も「タレント及びアーティストのマネージメント」である。

V 社と a 氏との取引は、★銀行の a 氏福岡口座において、以下のようになっている。

ア） 平成 25 年 2 月 5 日 210,000 円の支払い

イ） 平成 25 年 2 月 26 日 210,000 円の支払い

これについては、F 社が V 社に対して負担している家賃の支払いを行ったものであり、平成 25 年 5 月ころまで F 社が銀行口座を開設していなかったことから、a 氏が個人口座を利用して F 社関連の出入金を a 氏が個人口座において行っていたと認められるところ、a 氏より V 社から F 社宛の「1 月分家賃について」の請求書の提出を受けており、また商業登記簿謄本によれば、F 社と V 社の本店所在地が同じであることから、F 社と V 社の間に賃貸借契約関係があることの合理性は認められる。また、2 カ月分の支払いのみで、

その後の支払いがないことについては、2カ月分の家賃の支払後に、V社の実質支配者であるAC社株式会社のr氏より、何らかの理由で支払いを止めるような要望が来たことが理由ではないかと推察される。

なお、V社とアイフリーク又はIAPの間においては、過去に取引関係はないとの回答を受けている。

第4 検討結果

1 B社及びIAPに関する経緯、検討

(1) 内部統制上の見解

(I) a氏に権限や情報が集中していたこと

a氏は、IAPのManaging Directorを務めており、IAP名義の口座からの出入金に関して広範な裁量権を有していたほか、アイフリークの管理担当取締役も兼務しており、管理体制を統べる立場にあった。さらに、決済事業を担当している者がa氏に限定され、同業務に関する情報が集中し、他の取締役が主導的には関与していない状況にあった。

(II) コンプライアンス意識の問題

a氏は、F社の金銭を自らの個人口座に入金しているが、このような行為は、通常の商流では想定されていない。a氏が取引先との関係を優先し、また取引の進捗を急ぐあまり、通常見られない形で資金の移動を受けたことについては、そのコンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ない。また、B社に関する問題は、売掛金の回収懸念が生じた後の問題であり、貸倒引当金を積むことのないように、B社に第三者弁済をしようとしたものであり、その背景には、アイフリークの業績が悪化することを避けたいという動機があったものと推認せざるを得ず、この点でもコンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ない。

(III) 取締役数が少なく業務執行を相互に監視、監督すべき機能が十分ではなかったこと

IAPには取締役が2名しかいないところ、a氏は、IAPのManaging Directorとしてシンガポールにて業務を行うことが多く、他方で、もう1名のb氏は非常勤で、日本に在住して、シンガポールにおける業務内容を詳細に把握することができない状況にあり、他には監視、監督すべき取締役が存在しなかった。親会社であるアイフリークの取締役の数は3名と少なく、そのうち1名は社外かつ非常勤の取締役であり、業務執行に具体的に携わる取締役の数が十分ではなかった。このため、恒常的に他の取締役の監視、監督を行うことが適わなかったものであり、取締役数の不足も今回の一因といえる。

(IV) 職務規程及び業務プロセスの整備・運用が十分ではなかったこと

IAPの職務権限基準表によれば、200,000シンガポールドル以上の決済については、IAPの取締役会で承認し、アイフリークへの報告、アイフリークの代表取締役への報告を行うことで足り、アイフリークの取締役会への報告までは義務づけられていない。この点、アイフリークの代表取締役とIAPの取締役は重複していたため、職務権限分配表どおりの運用を行ったとしても、アイフリークの他の取締役や監査役による第三者の目による監視、監督機能が働かない状況にあった。

(V) メインバンクを海外のプライベート口座としている特殊性から、銀行口座の管理が十分ではなかったこと

IAPの預金のうち、プライベート口座については、出入金の権限を持つ者がa氏ともう1人のb氏に限定されており、出入金を行った取締役以外の者が出入金をリアルタイムで管理、把握することができない状況にあった。IAP名義の銀行口座については、アイフリークの経理部門においてもモニタリングすることが可能であるが、前記のとおり、プライベート口座についてはモニタリングができない状況にあり、また、その支払についても事後的な確認に

止まっていた。

(VI) 小括本件は、海外において、権限、職責が集中していた

a 氏が関与した事案であり、a 氏が、会社の定めたルールや適切なシステムへの参加を求められているのに、それを無視して業務監督を排除するとともに、自らの地位を濫用して行ったもので、通常は起こりえないものであって、アイフリークが構築していた不正防止のためのリスク管理体制では、防ぎようがなかった特殊事案であり、強く病理的な現象であったものというべきである。

(2) 法的側面上の見解

(I) a 氏の責任

前記のとおり、a 氏が第 1 回送金及び第 2 回送金において実態のある取引に基づかない送金をした行為は、背任罪又は業務上横領罪に該当する可能性があり、また B 社の利益を図った点で利益相反取引や、善管注意義務違反に該当する可能性がある。

しかし、一連の経緯において、第 1 回送金及び第 2 回送金により a 氏個人が利益を得ていると認められる事情はなく、a 氏が IAP に返還すべき金銭を速やかに返金すれば、IAP の損害は全て填補されるため、刑事告訴までの必要性があるとまでは考えられず、また民事上の責任を追及する必要もあるとまではいえない。

(II) b 氏の責任

以上の a 氏の行為について、IAP の取締役であった b 氏が関与したと認めるに足りる証拠はないが、取締役相互の監視義務違反の可能性がある。

しかし、本件は、a 氏が、自らが管掌する決済事業に関連して、銀行口座の出入金を自由にできる地位にあることを濫用して行ったものである。以上に加え、b 氏は IAP の取締役ではあるものの、非常勤であること、IAP がシンガポール共和国の会社であること、本件の出入金は 2 か月間の比較的短期間になされていること、などを考慮すれば、その監視義務に懈怠があったとまでは言いがたく、また、前記のとおり、a 氏が IAP に返還すべき金銭を速やかに返金すれば、民事上の責任を追及するまでの必要はないと考えられる。

(III) アイフリーク取締役会の責任

以上の a 氏の行為について、アイフリークの取締役会に対して事前に報告がなされたことや承認が求められたことはない。前記のとおり、本件は、a 氏が、自らが管掌する決済事業に関連して、銀行口座の出入金を自由にできる地位にあることを濫用して行ったものであり、前年度の売上を基礎にすると事業の重要性が低いと考えられていたこと、海外における事象であることなどを併せ考慮すると、その監視義務の懈怠があるとまではいえない。

(IV) アイフリーク監査役会の責任

以上の a 氏の行為について、アイフリークの取締役会に対して事前に報告がなされたことや承認が求められたことはなく、独自に監査役会において事前に情報を得ていた事実もない。前記のとおり、本件は、a 氏が、自らが管掌する決済事業に関連して、銀行口座の出入金を自由にできる地位にあることを濫用して行ったものであり、前年度の売上を基礎にすると事業の重要性が低いと考えられていたこと、海外における事象であることなどを併せ考慮すると、その監視義務の懈怠があるとまではいえない。

2 U 社（Q 社の営業保証金との関係）

(1) 内部統制上の見解

(I) a 氏に権限や情報が集中していたこと

a 氏は、Q 社から個人的に借入を受けた当時アイフリークの管理担当取締役のほか、プロダクトセールス部門の担当取締役も兼務していた。当時アイフリークには、a 氏を含めて 4

名の取締役がいたが、その他の取締役は直送卸及び貸倒懸念先への対応には主導的には関与していなかった。

(II) 業績悪化を避けたいという動機があったものと思料されること

今回のU社に関する問題は、いずれも売掛金の回収懸念が生じた後の問題であり、貸倒引当金を積むことのないように、a氏の負担で第三者弁済を行い、当該企業に実質的に資金付けを行ったものである。その背景には、アイフリークの業績が悪化することを避けたいという動機があったものと推認せざるを得ない。

(III) コンプライアンス意識の問題

前記のとおり、a氏は、知人から個人的に借り入れを受けたり、U社の名前を用いるなどしてアイフリークの子会社の取引先から個人的に融資を受け、その金銭でアイフリークの売掛金を回収している。このような行為は通常の商流では想定されていない不適切な行為であり、a氏のコンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ない。

(IV) 知人や取引先からの借入については、内部統制の範囲外であること

a氏は、自らの交友関係や決済事業を通じて知り合った取引先から個人的に融資を受け、個人口座に融資金の入金を受けているが、これらの点は当然、業務フロー上も想定されておらず、内部統制においてコントロールできない範疇であり、アイフリークの取締役会や監査役会の監視、監督の目が行き届かなかった。

(V) 小括

a氏は、アイフリークのU社に対する売掛金について、自らが個人的に知人や取引先から融資を受けて第三者弁済を行っているが、このような事態は通常の業務フローでは想定されず、会社の定めたルールや適切なシステムへの範囲外で、業務監督を排除された下で行われたものである。アイフリークが構築していた不正防止のためのリスク管理体制では、防ぎようがなかった特殊事案であったというべきである。

(2) 法的側面上の見解

(I) a氏の責任

前記のとおり、アイフリークからU社に対する在庫取引、IAPからQ社に対する営業保証金の支払のいずれについても、実在性が認められる。

加えて、IAPからQ社に営業保証金40万ＵＳドルが支払われたのは、平成23年11月8日であり、U社名義で平成23年11月1日にアイフリークに振り込まれた1000万円は、Q社の営業保証金を原資とするものではない。

これら事実に加え、現時点までに収集された資料からすれば、前記営業保証金の支払と、その後のa氏が個人的に融資を受けたことが一体であるとまでは断じることはできず、a氏がU社の名義で行った弁済は有効な第三者弁済であるというべきである。

また、a氏の行為は、U社の名前を用いてLoan Agreementを締結した可能性がある点についても、U社に実質的な被害は何ら生じていない。現在、U社は破産手続きが開始されているが、e氏もa氏を借主として認識しており、a氏の行為について刑事告訴等を行う可能性は低いと考えられる。

アイフリークとの関係では、IAPの重要な取引先から個人的に借入を行うことは、取締役として適切ではなく、万一借入の返済ができずに取引先との関係が悪化したような場合は、取締役としての善管注意義務違反が問題とならざるを得ないが、現時点ではそのような事態は生じていない。また、U社のアイフリークに対する債務を補てんすることについても、適切な行為とは言い難いが、他方で犯罪行為に該当するとまではいえない。

(II) アイフリーク取締役会の責任

以上のa氏の行為について、現在までの調査では、アイフリークの他の取締役が関与した

ことを認めるに足りる証拠はなく、取締役会に事前に報告や承認が求められたことはない。前記のとおり、本件は、a 氏が、知人や取引先から個人的に借入を受けて行ったものであり、通常の業務フローの範囲外にあること等を考慮すれば、その監視義務の懈怠があるとまではいえない。

(III) アイフリーク監査役会の責任

以上の a 氏の行為について、アイフリークの取締役会に事前に報告や承認が求められたことはなく、独自に監査役会において事前に情報を得ていた事実もない。前記のとおり、本件は、a 氏が、知人や取引先から個人的に借入を受けて行ったものであり、通常の業務フローの範囲外にあること等を考慮すれば、その監視義務の懈怠があるとまではいえない。

3　C 社関係

(1)　内部統制上の見解

(I)　a 氏が特命事項を処理していたこと

a 氏は、当時アイフリークの管理担当取締役のほか、経営企画部門の担当取締役も兼務していた。当時アイフリークには、a 氏を含めて 4 名の取締役がいたが、主に、経営企画部門担当の a 氏が、当該案件の後処理を含め、特命事項に対応していた。

(II)　3000 万円の仕入取引は担当取締役の権限の範囲であったこと

本件取引は、直送卸取引で、消費税抜きで 3000 万円以内の取引であり、当時のプロダクツ＆セールスグループの個別職務権限表でも担当取締役の決裁権限の範囲内とされており、直送卸取引に沿う証憑類も存在していた。

(III) コンプライアンス意識の問題

a 氏は、C 社との取引関係を維持することを企図するあまり、C 社の資金繰りに協力しようと、不適切な内容の取引を考えていたと思われるメールを作成しており、この点については、コンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ない。また、複数の役員、従業員がこの取引を通常の取引とは異なるものとは感じているが、それを是正するに至っていない点についても、コンプライアンス意識に問題がないとはいえない。

(IV) 小括

本件取引については、結果的に実在性のある直送卸取引がなされておらず、a 氏の送付したメールの内容は W 社の t 氏により実行されている。複数の役員、社員が関与しているが、現物の確認がなされていないことなどから、客観的には架空取引と言わざるを得ない。本件においては相互けん制等、内部統制が機能していなかったといわざるを得ない。

(2)　法的側面上の見解

(I)　a 氏の責任

前記のとおり、a 氏は、平成 25 年 1 月の W 社、アイフリーク、C 社との取引に直接関与しているところ、この取引には客観的には実在性が認められず、実質的には W 社を迂回した C 社への貸付であると考えざるを得ないが、それに対する a 氏の認識は、通常と異なる資金付けの取引であるというに止まるとのことである。

しかし、通常と異なる取引自体に関与すること自体、適正ではなく、さらに、その内容を詳細に確認すれば、客観的には架空の取引であることは十分に知り得る状況にあった。

前記の行為は、刑事上、特別背任罪に該当する可能性があるほか、民事上も C 社の利益を図るという点で利益相反行為に該当する可能性や、善管注意義務違反に該当する可能性があるが、他方で、a 氏が自らの利益を図ったとまでの事情は認められないことから、アイフリークの C 社に対する実質的な貸付金残金を速やかに返金するのであれば、アイフリークの損害は全て填補されるため、刑事告訴までの必要性があるとまでは考えられず、また民事上の

責任を追及する必要もあるとまではいえない。

(II) b 氏の責任

以上の a 氏の関与に対し、b 氏は、a 氏からのメールの送付を受けてはいるものの、そのメールの内容は一読では必ずしも会計処理や取引の全体像の把握ができるまでの内容ではなく、直接関与したことを示す証拠も存在しない。

また、b 氏の認識は、架空取引とまでの認識はなく、納品はなされる取引であるが、資金付けのために納期等の点において通常とは異なる取引がなされたとまでの認識に止まるものと考えられる。

もっとも、C 社のこの取引には不明瞭な点があったのであるから、b 氏が詳細に事実を確認すれば、その取引が架空取引であることを明らかにできたというべきである。

以上からすると、b 氏について、刑事上の責任まで生ずるかはにわかに断じがたいが、少なくとも民事上は利益相反取引に該当する可能性や、善管注意義務違反、監視義務違反に該当する可能性がある。

しかし、前記のとおり、a 氏とともに、アイフリークの C 社に対する実質的な貸付金残金を速やかに返金するのであれば、アイフリークの損害は全て填補されるため、民事上の責任を追及する必要があるともいえない。

(III) アイフリークの取締役会の責任

前記のとおり、本件取引の実在性は認められないが、その決裁も職務権限の範囲内で行われていることから、その他取締役がそれを覚知することはできず、監視義務、監督義務の懈怠も認められない。

(IV) アイフリークの監査役会の責任

前記のとおり、本件取引は実在性はないが、その決裁も職務権限の範囲内で行われていることから、取締役会を通じて監査役会がそれを覚知することはできず、その他特段の情報に接していないことから、監視義務、監督義務の懈怠は認められない。

4 今後の改善策等

上記、内部統制上の問題点についての改善策として、当調査委員会の見解は次のとおりである。

(1) 経営体制の強化

a 氏は IAP とアイフリークの取締役の地位を辞任する必要がある。

そのほか、取締役相互間の監視、監督体制を一新し、その機能が十分に果たせるようにするためには、IAP、アイフリークともに、取締役、特に社内で具体的に業務執行に関わる者を可及的速やかに増員することが必要であり、さらに役員相互間での情報の共有化、それを踏まえての議論の活性化を図ることが望ましい。

なお、IAP において今後決済代行の業務執行に現実に関わることのできる取締役の選任が不可能な場合には、事業譲渡等による処理を行うこともやむを得ないと考えられる。

(2) IAP における商流の透明性の確保

今回の不明瞭な取引が生じた理由の１つとして、IAP における複雑な商流がある。IAP→A 社→F 社→その委託先と資金が移動したことにより、不透明な資金の流れを可能にしてしまったことに鑑み、IAP 事業における A 社及び F 社の位置づけを見直し、商流の透明性を確保する必要がある。特に F 社については、その実態が不透明であり、a 氏が株式を所有する会社であることや、今後代表取締役である i 氏による適切な運営を到底期待することができないため、速やかに IAP 事業における F 社との取引を整理する必要があると考える。

(3) 透明性のある銀行口座管理に向けて、海外のプライベート口座の閉鎖

今回のような不明瞭な取引が生じないよう、アイフリークの経理部門において、IAP の口座の動きも把握できるようにすることが必要であり、特殊性をもったプライベート口座についても、可及的速やかに閉鎖し、他の口座に移行することが必要である。

(4) 業務プロセスにおけるアイフリークの経理部門におけるチェック機能の追加

IAP においては管理部門が存在しないという現状においては、内部統制に則った証憑類に基づく出入金を徹底するために、アイフリークの経理部門においてそれらの点について追加でチェックすることが必要である。

(5) 内部監査の強化による不適切な業務処理の防止対策の強化

IAP に対する内部監査をより一層行い、取引開始にあたって懸念のある取引先との取引を回避するとともに、直送卸取引や貸倒懸念先に関する債権の管理を徹底することが必要である。

(6) 当該海外子会社の諸規程及びマニュアルの整備・運用

IAP のアイフリークに対する報告を、アイフリークの取締役会に対しても行うことを含めて職務権限基準表や諸規定、マニュアルなどを見直し、不足している分は作成して、より一層第三者の目を入れる形で相互監視、監督のための体制を構築することが必要である。

(7) 直送卸取引における現物確認の徹底

IPS において行っている直送卸取引において、取引の実在性を確認する手段が十分なものではなかったために、C 社及び W 社との間の不明瞭な取引が実行されてしまったことから、直送卸取引において、現物確認を徹底する必要がある。具体的には、納品物が納品先に納入されたことについて現地確認を行うか、少なくとも発送についての運送業者への依頼伝票や納入先の倉庫の保管料の伝票を確認することを徹底する必要がある。

(8) 内部通報制度の充実

今回の事象の発生過程においては、不明瞭な取引であること自体は覚知することができた従業員等が存在したものと考えられるところ、これら従業員から適時に内部通報が適時になされた経過は認められない。内部通報制度の充実が今後の内部統制を実効力のあるものにすることは明らかであり、この点の充実が必要と考えられる。

(9) 責任の明確化

今回の事象の発生過程において、b 氏、子会社取締役の監視義務が徹底されていない点があることは否定できず、この点の責任を明確化するために、減俸等を含めて責任を明確化する措置が必要であると考えられる。

以上